

目 次

第8回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第8回大宜味村議会臨時会会議録（7月28日）	3

第8回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和58年7月28日

会期1日間

閉会 昭和58年7月28日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
7月28日	木	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第46号～議案第50号 提案説明、質疑、討論、採決 閉 会

第8回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和58年7月28日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和58年7月28日 午前10時00分)

閉 会 (昭和58年7月28日 午後2時24分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	経済課長	平良 晋 君
助役	仲村 順三 君	建設課長	古我知 清 君
総務課長	崎山 勝正 君	教育委員会 総務課長	高江洲 修 君
厚生課長	照屋 林克 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福 幸三 君	書記	前田 孝 君
------	---------	----	--------

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第46号 大宜味村総合開発審議会条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第47号 大宜味村企業開発調整委員会条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第48号 大宜味村村有林野払下げ調整委員会設置条例の一部を改正する条例

日程第6 農村総合整備モデル事業農道No.13、14農排No.8、9整備工事請負契約について

日程第7 議案第50号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算

日程第8 議案第51号 昭和58年度大宜味村老人保健特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和58年大宜味村議会第8回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議罰則第114条の規定により議長において、4番 知念亀次郎君、5番 宮城長雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時02分）

再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

○ 11番（山川正行君） 監査のため退場いたします。

11番退場。（午前10時03分）

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時03分）

再 開（午前10時08分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第46号から日程第8 議案第51号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第46号、提案理由といたしましては、諸般の事情により改正する必要があるのをお願いしているわけです。

（朗読して説明に代える。）

議案第47号、本件につきましても諸般の事情により改正する必要があると思ひまして、提案しているわけです。

(朗読して説明に代える。)

議案第48号、これも前2件と同じで改正する必要があると認めて提案しているわけです。

(朗読して説明に代える。)

議案第49号、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を要しますので提案いたしているわけです。

(朗読して説明に代える。)

議案第50号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,034千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,518,464千円とする。

(朗読して説明に代える。)

議案第51号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,033千円とする。

(朗読して説明に代える。)

○ 議長(玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午前10時21分)

再 開 (午後2時02分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第46号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第47号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第48号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第49号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第50号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第51号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって議案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩 (午後 2 時16分)

再 開 (午後 2 時17分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第46号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号 大宜味村総合開発審議会条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第47号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号 大宜味村企業開発調整委員会条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。これより議案第48号 大宜味村村有林野払下げ調整委員会条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第49号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号、農村総合整備モデル事業農道No.13、14農排No.8、9整備工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第50号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号、昭和58年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第51号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号、昭和58年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後 2 時 22 分)

再 開 (午後 2 時 23 分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字その他の整理について議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字その他の整理については議長に委任することに決しました。

以上をもって本議会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、これをもって昭和58年第8回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後 2 時 24 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員(4番) 知 念 亀次郎

署名議員(5番) 宮 城 長 雄